

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成25年3月1日

審査機関名 日本海事検定キューエイ株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	株式会社トーエイにおける空調設備、照明設備の高効率機器への更新による排出削減事業
排出削減事業者名	株式会社トーエイ
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構 (その他関連事業者名：一般社団法人シーエコム)
事業実施場所	株式会社トーエイ(広島県庄原市東城町川東1172番地)
事業の概要	店内での空調設備、照明設備をゾーンごとに高効率設備へ更新することで、店舗内の省エネを実施する。
排出削減量の計画	方法論番号004：空調設備の更新 2012年度：10tCO ₂ /年(8tCO ₂ /年) 方法論番号006：照明設備の更新 2012年度：33tCO ₂ /年(25tCO ₂ /年) 事業実施期間合計 43tCO ₂ /年(33tCO ₂ /年) ()の値は、全電源排出係数を適用した場合の試算値
国内クレジット認証期間	事業開始日 2012年7月20日 終了予定日 2013年3月31日
排出削減方法論	方法論番号004：空調設備の更新 方法論番号006：照明設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	本排出削減事業が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。 株式会社トーエイ(広島県庄原市東城町川東1172番地) 事業実施サイトの視察日付：2013年1月11日
追加性を有すること	1) 法的義務がないこと 本排出削減事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを本排出削減事業者への質問等により確認した。 2) 設備が継続利用可能であること 本事業が実施されなかった場合には、既存設備が継続的に使用可能であったことを、質問、関連資料の閲覧、および事業サイト訪問時の視察により確認した。 3) 投資回収年数 本排出削減事業の投資回収年数において、設備投資額に基づき計算し、11.1年であることを、事業者への質問、エネルギーコスト試算値に関して入手した根拠資料、及び検算により確認した。 4) 追加性判断における定性要因 当事業者は、地球温暖化防止、省エネルギーを社会的責任として重要課題と考えている。国内クレジット制度を活用することによる社会貢献などを考慮して当事業に至ったことをヒアリング等により確認した。
自主行動計画に参加していない者により行われること	自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者及びその他関係者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認した。

**排出削減方法論に基づいて
実施されること**

1) 本排出削減事業は、承認排出削減「方法論番号004：空調設備の更新 方法論番号006：照明設備の更新」に基づき排出削減量を計算しており、方法論の適用条件を満たしていることを確認した。

【方法論番号004：空調設備の更新】

適用条件1については、既存空調設備よりも高効率の空調設備への更新であることを現地視察および設備仕様書の閲覧等により確認した。

適用条件2については、空調設備の更新を行わなかった場合、既存の空調設備を継続的に利用することができることを資料閲覧等により確認した。

適用条件3については、活動量は用いないので問われないことを確認した。

適用条件4については、該当しないことを確認した。

【方法論番号006：照明設備の更新】

適用条件1については、本事業は事業実施前の照明設備よりも省電力、高効率の照明設備に更新する事業であることを関係者への質問、現地視察および設備仕様書の閲覧等により確認した。

適用条件2については、本事業は照明設備の更新が行われなかった場合、既存の照明設備を継続して利用することが可能だったことを質問、関連資料の閲覧、および事業サイト訪問時の視察等により確認した。

適用条件3については、本事業は照明設備の電力使用量に最も影響を与える活動量として、照明設備の点灯時間を把握できることを、事業者への質問、事業サイトの現地視察により確認した。

2) 既存設備の使用年数が法定耐用年数である15年の2倍（30年）を超えていないことを、質問・関連資料の閲覧により確認した。

3) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認した。

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4 . 特記事項

・本事業において、既存空調設備でフロン冷媒(R-22)が使用され、認定されたフロン類回収処理事業者にて回収処分されていることを合わせて確認した。

以上